

広島県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年一月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第三号

広島県行政組織規則の一部を改正する規則

広島県行政組織規則（昭和三十九年広島県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第十一条第三項中「事務」の下に「及び広島県国民健康保険運営協議会に関する事務」を加える。

第十九条第一項の表健康福祉局の部に次のように加える。

国保単位数推進担当課長	広島県国民健康 保険運営協議会	広島県国民健康保険運営協議会条例（平成二十八年広島県 条例第五十二号）の規定に基づき、国民健康保険事業の運 営に関する事項を審議すること。
-------------	--------------------	---

附 則

この規則は、平成二十九年二月一日から施行する。